

第 25 回九州高等学校ゴルフ選手権新人戦大会

開催日：平成 26 年 11 月 11 日(火)

コース：高遊原カントリークラブ

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技のローカル・ルールを適用する。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C) 1 b』を適用する。

3. 競技終了時点

本競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

4. ホールとホールの間での練習禁止(ゴルフ規則 179 ページ参照)

「ゴルフ規則付 I (C) 5 b」を適用する。

5. プレーの中断と再開

①プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

②険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断になった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいる時は、各競技者は委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会によりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかった時は、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8 b 注)

③プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

又は、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中止：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6. 使用クラブの規格(174 ページ参照)

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C) 1 a』を適用する。

ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. No6 と No16、No14 と No15、No16 と No17 の白杭はアウトオブバウンズの境界とはみなさず、動かさない障害物とする。
5. 排水溝は動かさない障害物扱いとする。
6. 電磁誘導カートの3本のコンクリート軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合やスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則 24-2 b (i) の救済を受けなければならない。このローカル・ルールの違反の罰は、2打
7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は、コースと不可分の部分とする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカル・ルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールディンググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人25球を限度とする。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。なお、プレーの進行を不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
4. スタートの呼び出しは、一切行わないので、スタート時間5分前までにスターティングホールに待機すること。
5. 携帯電話等は、コース内での使用を禁止する。
6. 競技前日の練習は、アウト・インともスタートを15時で打ち切る。

競技委員長 吉岡 一郎